

質 疑 回 答 書

業務名：伊方町防災行政無線（同報系）更新工事

| 番号 | 質 疑 事 項 | 回 答 |
|----|--|---|
| 1 | 調査基準価格の算定式に関して 低入札価格調査制度における算定式（別表1）失格判断基準（別表2）について、（5）入札方法 カには工事費内訳書に記載の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費のいずれかが、当該失格判断基準に該当する入札については・・・とあり、機器単体費について記載が無いため、別表1 建築工事（建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。）に該当するのか？その場合は機器費を直接工事費と合算すればよろしいか？ | 内訳書より、機器費（A）＋直接工事費（B）を失格判断基準の1つとしております。よって、別表1の区分としては、「工場製作を含むもの」の「電気通信設備製作・取付工事」の「機器単体費＋工事費」とする。 |
| 2 | 設計書に関して（頁43） 中継局労務に局舎補修とあるが内容について不明確なためご教示願います。 | 外壁塗装とする。その他の補修が必要な場合は別途協議とする。 |
| 3 | 設計図面に関して（図面番号15） 中継局舎 機器配置図（更新後）の下表に交流分電盤、空調室内機・室外機2.2Kwの更新とあるが設計書（金抜き）に項目が無い。質問番号2の局舎補修に機器材料・労務が含まれているという理解で宜しいか？ | 局舎補修には含まれていないが、本事業費の中で対応すること。 |
| 4 | 設計図面に関して（図面番号18） 権現山・伽藍山中継局 引込開閉器盤姿図（参考）とあるが設計書（金抜き）に項目が無い。質問番号2の局舎補修に機器材料・労務が含まれているという理解で宜しいか？ | 局舎補修には含まれていないが、本事業費の中で対応すること。 |
| 5 | 仕様書に関して（P.5 第4条 塗装） 各機器の塗装は、損傷、腐食等に強く且つ、美観を損なわないものであること。とあるが、既設防災無線と同様に通常色塗装で宜しいでしょうか？別途、景観色塗装など必要な個所があればご教示願います。 | 各メーカーの標準色とするが、景観色が必要な場合は受注者と協議を行う。 |
| 6 | 仕様書に関して（P.18 第1条 親局設備機器構成） 親局のトランペットスピーカー 30W レフ3台、ストレート1台とあるが設計書（金抜き）に記載がない。どこに含めればよいか？ | 仕様書及び設計書を確認すること。 |
| 7 | 仕様書に関して（P.20 第4条 子局設備機器構成（屋外拡声子局）） トランペットスピーカー50Wストレート3台とあるが設計書（金抜き）頁16では2台とある。どちらが正しいでしょうか？ | 仕様書及び設計書を確認すること。 |
| 8 | 工期末日に関して 公告では工期末日令和10年3月20日まで 仕様書 第17条では令和10年3月31日とあるがどちらが正しいでしょうか？ | 工期末日は令和10年3月20日までとする。 |

質 疑 回 答 書

業務名：伊方町防災行政無線（同報系）更新工事

| 番号 | 質 疑 事 項 | 回 答 |
|----|---|--|
| 9 | 仕様書に関して（P.18 第1条 親局設備機器構成） 親局設備機器構成の中に【副操作卓（タブレット卓）3台】記載されていますが、これは設計書（金抜き）の【可搬型高機能遠隔制御装置（タブレット型）3台】と考えて宜しいでしょうか。 | お見込みのとおり。 |
| 10 | 設計書に関して（頁29、図面番号21～23） 屋外拡声子局設備 材料の項目でスピーカケーブルがVCT1.25sq-2C 165m、VCT1.25sq-8C 864mと記載されていますが、図面ではVCTFになっています。どちらが正しいでしょうか。 | VCT1.25sq-2C及びVCT1.25sq-8Cとする。 |
| 11 | 設計書に関して（頁37、図面番号5,7） 親局設備 労務費の中に『鋼管柱 建柱 7m 1本』ありますが、親局の鋼管柱は4.5mではないでしょうか。それとも、既設鋼管柱を移設するということでしょうか。ご確認願います。 | 新設は4.5mの鋼管柱とする。 |
| 12 | 設計書に関して（頁56） 撤去の中にあります『直流電源装置 48V系 2台』と『発動発電設備 据付 20KVA以下 2台』はいずれも『撤去（廃棄）』と考えて宜しいでしょうか。 | お見込みのとおり。 |
| 13 | 積算条件に関して 今回の工事の工種区分ですが、道路維持工事でお考えでしょうか。それとも、河川維持工事でお考えでしょうか。 | 工種区分は道路維持工事とする。 |
| 14 | 設計書に関して 屋外拡声子局設備 機器には受信用空中線ダイボール型1基とあるが、材料に取付金具がない。どこに含めればよいでしょうか？ | アンテナに含めること。 |
| 15 | 公告に関して(P2) (11)配置予定技術者の資格等 ※低入札価格調査に係る契約にあっては、専任で配置しなければいけない技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を専任で現場に配置することとありますが、資格としては監理技術者証と第一級陸上特殊無線技士の両方が必要でしょうか。 | 低入札価格調査に係る契約にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴（監理技術者講習修了証）を有し、かつ、第一級陸上特殊無線技士以上の資格を有する者を別に選任すること。 |

質 疑 回 答 書

業務名：伊方町防災行政無線（同報系）更新工事

| 番号 | 質 疑 事 項 | 回 答 |
|----|---|---|
| 16 | <p>公告に関して(P2)</p> <p>(12)その他 総務大臣より無線設備の登録点検の認定を受けている者。とありますが、ご当地地内での業務内容とお見受けします。今回は四国総合通信局に免許申請の為、四国総合通信局より登録認定を受けている業者が対象という認識で宜しいでしょうか。</p> | <p>四国総合通信局以外の総合通信局から登録認定を受けている業者でも可とする。</p> |
| 17 | <p>仕様書に関して (P.3 第17条 契約工期)</p> <p>町の指定する日から令和10年3月31日迄となっておりますが、世界情勢の影響による工事材料の納期遅延や、半導体不足等による機器納期遅延、周波数内示遅れが発生した場合は工期延長協議頂けますでしょうか。</p> | <p>基本的に認めない。ただし、受注業者の責にならない明確な理由がある場合は協議を行うものとする。</p> |
| 18 | <p>仕様書に関して (P.3 第18条 保守運用)</p> <p>・・・無線装置を含む主要設備製造業者（もしくはその子会社）が愛媛県内にあり技術員が常駐していること。と有りますが、①製造メーカー（もしくはその子会社）の所在地がわかるものを提出すればよろしいでしょうか。②子会社ですが議決権や出資率など、子会社とわかる資料（ホームページ抜粋など）のご提示でよろしいでしょうか。③愛媛県下技術員の提示はメカ側の体制資料などの提示でお認めいただけますでしょうか。いつ、どのようにお示しすればよろしいでしょうか。</p> | <p>確証資料は契約時に提出すること。提出資料については別途指示する。</p> |
| 19 | <p>仕様書に関して (P.5 第8条 電力引込工事 (3))</p> <p>工事期間中の電気使用料金については、検収の日までを乙の負担とする。と有りますが、市町村によっては新設の屋外子局に限り負担する場合がありますが、既設更新の場合は町様のご負担でよろしいでしょうか。</p> | <p>仕様書のとおり。</p> |
| 20 | <p>仕様書に関して (P.6 第3章 防災行政無線通信施設の機能 第1条 システムの概要(9))</p> <p>「携帯電話通信キャリア会社などが提供する、緊急速報メール（NTT docomoにおいてはエリアメールと呼称）機能や、LINE連携、ケーブルテレビのL字放送との連動、ホームページ等の、複数のメディアに接続する為の連携機能を付加できるような拡張性を有すること。」とありますが、①積算すべき、連携対象を具体的にご教示ください。②接続先が、ケーブルテレビのL字放送やホームページへの連携の場合、SMTPによる連携と考えてよいでしょうか。③加えて接続先の業者様で連携にあたり費用が発生する場合は、当社では費用算出できないため、本整備事業外であり費用に含まれないということよろしいでしょうか。</p> | <p>①具体的な接続先については、受注者へ開示する。</p> <p>②お見込みのとおり。</p> <p>③受注後の協議とする。</p> |

質 疑 回 答 書

業務名：伊方町防災行政無線（同報系）更新工事

| 番号 | 質 疑 事 項 | 回 答 |
|----|--|---|
| 25 | 仕様書に関して (P.6) 『(9) Jアラート自動起動装置からの起動信号を受信し、緊急地震速報については通常の放送よりも短時間で拡声通報が出来ること。』とありますが、①短時間というのは、地震で揺れが始まってから遅れての放送によって誤認を与えないために、通常は数十秒必要なJアラート通報を、具体的な鳴動時間はメーカーによって若干異なるものの、約5秒前後で鳴動ができるとの認識でよろしいでしょうか。②本仕様は同ページ(6)で求められているJ-ALERT情報の時差無しの情報配信の対象外ということによろしいでしょうか。 | ①通常の放送よりも短時間であれば問題はない。 ②仕様書のとおり。 |
| 26 | 仕様書に関して (P.7) 『②本装置操作部及び処理部で構成されること。操作部は液晶タッチパネルによる操作に加えて専用ハードウェアまたはキーボード、マウス等を備え、液晶タッチパネルが故障し動作不能に陥った場合においても手動通報ができること。』とありますが、液晶タッチパネルを動作させるPCや専用ハードウェア基盤を操作部とし、処理に係るPCやサーバ、専用機は別装置との認識でよろしいでしょうか？ | 液晶タッチパネルが故障し動作不能に陥った場合においても手動通報ができる構成で納入すること。 |
| 27 | 仕様書に関して (P.7) 『③特に操作卓として重要な装置である処理装置は、ハードディスクの冗長化を行うとともに電源部等に二重化をほどこした機器を使用し信頼性を高めること。』とありますが、機器構成はメーカーによって異なります。処理装置がパソコンやサーバではなく基盤等の専用機ベースで動作する場合は、HDDの冗長化と同様の効果が期待できるよう、処理に係る基盤等の部品を全て現用／予備構成とし、自動で切替することでお認めいただけますでしょうか。 | HDDや電源部等の冗長化と同等以上の機能を満たせば可とする。 |
| 28 | 仕様書に関して (P.7) 『⑨定時通報・時報を正確に行うため、GPSや電波時計等により自動的に修正できること。』とありますが、災害時にはインターネット環境の障害が想定されるため、NTP以外の時刻修正方法であればお認めいただけますでしょうか。 | 災害時に影響されない方法で時刻が自動的に修正できれば可とする。 |
| 29 | 仕様書に関して (P.7) 『⑩操作卓において時装置リセットを実施することができること。』とありますが自装置の認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおり。 |
| 30 | 仕様書に関して (P.8) 『(3)動作モード変更』モード名称はメーカーによって異なるため、機能を有していれば名称が異なってもよろしいでしょうか。 | 機能を満足すれば可とする。 |

質 疑 回 答 書

業務名：伊方町防災行政無線（同報系）更新工事

| 番号 | 質 疑 事 項 | 回 答 |
|----|--|--|
| 31 | 仕様書に関して (P.9) 『⑤文章の前後にコールサインを組み入れることができること。』とありますが、文章の内容に応じた放送開始の音源という意味合いのため、チャイム音や電子サイレンを組み入れるとの認識でよろしいでしょうか。 | 予めコールサインを準備しておき、放送時又は放送登録時にコールサインの有無の設定が可能であること。 |
| 32 | 仕様書に関して (P.12) 『第6条リモート保守機能① 遠隔でシステム管理ができること。』とありますが、現地駆け付けまでの間にメーカーの保守拠点等からシステムにアクセスし、操作卓ログ等の状況が確認できるという認識でよろしかったでしょうか。 | お見込みのとおり。 |
| 33 | 仕様書に関して (P.15~16) 『第12条屋外拡声子局装置・第13条外部接続箱・第14条電源接続箱』装置構成はメーカーによって異なるため、機能を満足することを条件に一体型装置等の納入をお認めいただけますでしょうか。 | 仕様書の通りとする。 |
| 34 | 仕様書に関して (P.16) 『⑧良好な受信が得られているかどうかを確認できるよう、BER（ビットエラーレート）の簡易測定が可能なこと。』とありますが、運用経費削減及び運用の簡易さの観点から、保守員や専用の治具がなく本装置単体で簡易的に状況測定ができるとの認識でよろしいでしょうか。 | 機能を満足すれば各メーカーの装置構成による納入を可とする。 |
| 35 | 仕様書に関して (P.17) 第18条 文字表示器 ③緊急情報受信時は、画面を色の変化で表示させることで緊急情報を知らせることについて緊急情報なので、自動（プッシュ型）で情報受信可能で、かつ通常のお知らせとは緊急度がわかるよう画面の色の変化を持たせるという理解でよろしいでしょうか。 | 仕様書記載の内容を満足すれば可とする。 |
| 36 | 仕様書に関して (P.18) 『非常用電源装置』メーカーによってDC電源電圧条件は異なります。DC48V以外の場合は、推定稼働時間の観点で同等の容量を持つ装置での納入をお認めいただけますでしょうか。 | 可とする。 |
| 37 | 仕様書に関して (P.18) 『60MHz無線送受信装置』仕様書P14「また、親局向けと子局向けの無線送受信装置を収容する構造とすること。」に記載のある収容後の構造で無線装置各2台と計上しているとの認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおり。 |

質 疑 回 答 書

業務名：伊方町防災行政無線（同報系）更新工事

| 番号 | 質 疑 事 項 | 回 答 |
|----|---|-------------------------------------|
| 38 | 仕様書に関して (P. 18) 『空中線フィルタBPF』とありますが、中継局と同様に2つの周波数帯で送受信を行うため、BPF+BEFではないでしょうか。 | 運用に支障のないものであれば可とする。 |
| 39 | 仕様書に関して (P. 20) 第5条 子局設備機器構成（戸別受信機） 戸別受信機300台の設置先は概略どちらを想定していますでしょうか。台数が増加する可能性は有りますでしょうか。 | 設置場所は受注者に指示を行う。また、台数増加する場合は契約変更とする。 |
| 40 | 仕様書に関して (P. 23) 『テキスト音声合成機能①対応OS WindowsServer2016以上』とありますが、同等以上の性能及びサポート期限を担保することを条件にLinux等をお認めいただけますでしょうか。 | 仕様書のとおり。 |
| 41 | 仕様書に関して (P. 23) 『非常用電源装置②出力DC+または-48V』とありますが、メーカーによって負荷側のDC電源電圧条件は異なります。DC48V以外の場合は、推定稼働時間の観点で同等の容量を持つ装置での納入をお認めいただけますでしょうか。 | 可とする。 |
| 42 | 仕様書に関して (P. 26) 『非常用電源装置②出力DC+または-48V』とありますが、メーカーによって負荷側のDC電源電圧条件は異なります。DC48V以外の場合は、推定稼働時間の観点で同等の容量を持つ装置での納入をお認めいただけますでしょうか。 | 可とする。 |
| 43 | 仕様書に関して 屋外拡声子局のカバーですが、町章印刷は必要でしょうか。 | 再送信子局及び屋外拡声子局のカバーには町章印刷を行うこと。 |
| 44 | 明細書に関して (P. 7) 防災情報連携サーバについての記載でアルカディア連携、防災アプリ、YAHOOメール、緊急速報メールと連携先に該当するであろう記載がありますが仕様書と異なります。具体的な接続先をご教示ください。 | 受注者に開示する。 |
| 45 | 明細書に関して (P. 10) 可搬型発電機9KVAとありますが、仕様に誤りはありませんでしょうか。可搬型にしては、容量が大きいような気がします。誤りがない場合は、参考としてメーカーや型番を開示いただくことは可能でしょうか。 | 0.9KVA以上とする。 |
| 46 | 明細書に関して (P. 43) 局舎補修の具体的な内容が不明なため適切な見積りが出来ません。局舎の補修内容をご教示いただけないでしょうか。 | 2項と同じ。 |

質 疑 回 答 書

業務名：伊方町防災行政無線（同報系）更新工事

| 番号 | 質 疑 事 項 | 回 答 |
|----|---|---|
| 47 | 明細書に関して（P.54~59） 54頁～59頁のすべての撤去項目に記載のないものについては基本は撤去の必要はないという認識でよろしいでしょうか。また、工事を進めるうえで、撤去が不可欠となる項目が新たに発生した場合には、設計変更の対象とさせていただいてよろしいでしょうか。 | 新システム移行に伴い不要になった装置などは全て撤去対象とする。なお、撤去に伴い新たに発生する費用については協議とする。 |
| 48 | 明細書に関して（P.58） 空中線の撤去数量が1基となっており子局の撤去数量（112台）と乖離があります。項58の空中線撤去数量に誤りはありませんか。 | 積算は設計書の内容で進めること。数量が増減する場合は設計変更対象とする。 |
| 49 | 明細書に関して（P.54） 親局の地図表示盤について、設計図面では既設流用となっています。項54にて撤去する地図表示盤は誤りでしょうか。 | 設計変更対象とするが、積算は設計書の内容で進めること。 |
| 50 | 明細書に関して（P.57） 明細書 項56と同じ内容に思われますが、明細書 項57につきまして、有効な項目として見積りを行うことでよろしいのでしょうか。又は、誤りでしょうか。 | 設計変更対象とするが、積算は設計書の内容で進めること。 |
| 51 | 明細書に関して 既設戸別受信機及び既設空中線の撤去数量の記載がありません。施工範囲外（見積範囲外）との認識でよろしいでしょうか。今回取り付ける、戸別受信機300台、アンテナ等の既設戸別受信機等の撤去は必要でしょうか。その場合は、設計変更の対象とさせて頂いて宜しいでしょうか。 | 設計変更対象とする。 |
| 52 | 明細書に関して 建柱工事について、現地の地質は通常の土砂地盤に比べて非常に硬い硬岩であることが想定されます。このため、標準的な建柱車のオーガー（ドリル）による掘削では施工が困難となる可能性があります。現地調査等の結果、特殊工法の採用が必要と判断された場合には、当該工法に伴う設計変更および費用の増額変更は認められるとの理解でよろしいでしょうか。 | 設計変更対象とする。 |
| 53 | 設計書に関して（頁8（親局設備 機器 明細書）サーバーラック） ラックの仕様について、ユニット数以外のご指定がございましたら、ご教示願います。サイズ（奥行と横幅）等。 | 指定はない。 |

質 疑 回 答 書

業務名：伊方町防災行政無線（同報系）更新工事

| 番号 | 質 疑 事 項 | 回 答 |
|----|---|---|
| 54 | 設計書に関して（頁9（親局設備 機器 明細書）分電盤（電源用SPD） 設計図面 図面番号08 伊方町役場 配線系統図） 設計書の分電盤（電源用SPD）屋内用（FX1050-16）相当品は、 設計図面に記載されている6階放送室の分電盤に該当するとの 認識でよろしいでしょうか。また、電源用SPDは主幹のみの保 護と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおり。 |
| 55 | 設計書に関して（P. 51、3行目 設計図面 図面番号20） 床掘（掘削）時、岩盤等の地層が出てきた際（ダウンザホー ルハンマー工法等が必要になった場合）は設計変更でご対応可 能でしょうか。 | 設計変更対象とする。 |
| 56 | 設計図面に関して（図面番号05） 親局の空中線柱を新設設置する際の強度検討は、受注者側 で実施するのでしょうか。 | 受注者側で対応すること。 |
| 57 | 設計図面に関して（図面番号05） 空中線柱の固定方法（アンカー種類・本数・施工方法等） の選定及び設計は、受注者側で実施するのでしょうか。 | お見込みのとおり。 |
| 58 | 予定価格の算出は、国土交通省土木工事積算基準（電気通信 編）に準じて算出されているものでしょうか。その場合、工種 区分は河川維持工事、技術者間接費の種別は多重無線設備を 適用されていますでしょうか。また、労務費、共通仮設費お よび現場管理費は、週休2日制補正（完全週休2日（土日））を 適用されていますでしょうか。 | 工種区分は道路維持工事とする。その他については国土 交通省の基準で算出している。 |
| 59 | 落札後、詳細な内容を記載した明細書の提出が必要でしょ うか。必要な場合は、設計書に準じた内容とするものでしょ うか。 | 低入札価格調査以外の場合については、落札後の明細書提 出は不要。 |
| 60 | 発注仕様書に関して（P. 3、第18条 保守運用） 記載の保守運用期間は、引き渡し後1年間ということでしょ うか。 | 中間検査及び落成検査などの検査終了後から1年とする。 |
| 61 | 発注仕様書に関して（P18、第1条 P18・19、第2条） 設計書に関して（頁10、1行目 頁12、2行目） 親局および中継局に使用する高機能空中線フィルタは、発注 仕様書で「BPF+BEF用（屋内用）」、設計書では「BPF+BPF（屋 内用）」とありますが、発注仕様書の記載が正解との認識でよ ろしいでしょうか。また、その場合、BEFの該当する周波数を 教えていただけますでしょうか。 | 「BPF+BEF用（屋内用）」とする。なお、周波数 については四国総合通信局から割当てられていない。 |

質 疑 回 答 書

業務名：伊方町防災行政無線（同報系）更新工事

| 番号 | 質 疑 事 項 | 回 答 |
|----|---|---|
| 62 | 設計書に関して（頁56、4行目～7行目 頁57、1行目～4行目） 工種 施工名称、数量および単位が同じですが、親局分と中 継局分とのことでしょうか。 | 設計変更対象とするが、積算は設計書の内容で進めること。 |
| 63 | 設計図面 図面番号01 防災行政 無線設備案内図（1/2） 設計図面 図面番号02 防災行政 無線設備案内図（2/2） 図内の表において、子局名称が記載されていますが、子局で 記載されているかと思えます。作業環境を把握いたしたく、場 所名（学校名・施設名）も記載された一覧表等を展開いただけ ませんかでしょうか。 | 受注者に開示する。 |
| 64 | 屋外拡声子局の設置場所は、小学校および中学校もあると思 いますが、授業のある平日昼間に作業可能でしょうか。また、 作業時期および時間帯に制約がありますでしょうか。 | 受注者との協議とする。 |
| 65 | 設計図面 図面番号01 防災行政 無線設備案内図（1/2） 設計図面 図面番号02 防災行政 無線設備案内図（2/2） 図面内の表において、移設の記載がありますが、下段に記載 の既設設備を撤去し、上段の場所に新設する認識でよろしいで しょうか。 | お見込みのとおり。 |
| 66 | 新設する屋外拡声子局の71局における施工方法別の局数は、 壁面柱流用 5局、新設・基礎新設 47局および既設柱流用 19局 の認識で合っていますでしょうか。 | お見込みのとおり。 |
| 67 | 設計書に関して（頁43、6行目） 局舎補修の内容をご教示いただけますでしょうか。 | 2項と同じ。又は外壁塗装とする。その他の補修が必要な 場合は別途協議とする。 |
| 68 | 設計図面 図面番号20 再送信子局 装柱標準図（新設・基礎新設） 設計図面 図面番号22 屋外拡声 子局 装柱標準図（新設・基礎新設） 再送信子局（新設・基礎新設）、屋外拡声子局（新設・基礎新 設）における生コンクリートのテストピースは、必要でし ょうか。その場合、対象は代表1箇所でもよろしいでし ょうか。 | お見込みのとおり。 |
| 69 | 設計書に関して（頁53、5行目） 「空中線（八木型） 60MHz指向 地上高6m 10基」と記載あり ますが、施工方法は、建物壁面6mの高さに取付る認識でよろ しいでしょうか。 | お見込みのとおり。 |

質 疑 回 答 書

業務名：伊方町防災行政無線（同報系）更新工事

| 番号 | 質 疑 事 項 | 回 答 |
|----|--|------------------|
| 70 | 設計書に関して（頁53、7行目 頁17、4行目、5行目） 設計書 頁53の7行目「同軸ケーブル 敷設 10mmφ以下 150m」の記載は、設計書 頁17の5行目「3素子八木型アン テナ 同軸ケーブル15m付 10基」におけるケーブル敷設が該 当すると思いますが、設計書 頁17の4行目「ダイポールア ンテナ 屋外用 同軸ケーブル15m付 290基」におけるケーブ ル敷設が見受けられません。追加計上するものでよろしいで しょうか。その場合、設計変更および精算対象となるとの認 識でよろしいでしょうか。 | アンテナ取り付け費用に含む。 |
| 71 | アスベスト調査を実施しますが、調査結果により対応措置 が必要となる場合、設計変更および精算対象となるとの認識 でよろしいでしょうか。 | 変更契約の対象とします。 |
| 72 | 設計図面全般 設計書 頁54～59 に関して 撤去する既設設備のうち、ケーブル撤去および配管撤去に 関する記載が見受けられませんが、撤去するケーブルおよび 配管については、設計変更および精算対象となるとの認識で よろしいでしょうか。 | 47項と同じ。 |
| 73 | 発注仕様書 P6 第3章 第1条 システムの概要(2)に関して 「親局設備は、送受信装置、操作卓、副操作卓（タブレッ ト卓）、非常用電源及び遠隔制御装置等で構成され、町内各 子局はデジタル同報波を受信することで動作すること。」と あります。弊社提案メーカーの副操作卓はノートPC型です が、持ち運び可能な構成になっています。こちらをメーカー 標準機器構成として納入してよろしいでしょうか。 | 持ち運びが可能であれば可とする。 |
| 74 | 発注仕様書 P6 第3章 第1条 システムの概要(9)に関して 「Jアラート自動起動装置からの起動信号を受信し、緊急 地震速報については通常の放送よりも短時間で拡声通報が出 来ること。」とあります。J-ALERTからの起動信号について は、緊急地震速報以外の信号でも、手動放送より自動かつ即 座に通報が行える仕様で問題ないでしょうか。 | 可とする。 |
| 75 | 発注仕様書 P6 第3章 第1条 システムの概要(12)に関して 「各地区で運用している既存の有線放送設備と連動し、屋 外拡声子局設備から放送が可能となるように検討を行うこと 。加えて、正野地区、串地区、与侈地区、三崎地区の有線放送 設備については風水害による被害が顕著であるため、改善に ついても検討を行うこと。」とあります。これについては今 回は「検討」までとし、実際に対策や改善工事が必要になっ た場合は、契約変更や別契約で対応するという認識でよろし いでしょうか。 | 21項と同じ。 |

質 疑 回 答 書

業務名：伊方町防災行政無線（同報系）更新工事

| 番号 | 質 疑 事 項 | 回 答 |
|----|---|------------------------------|
| 76 | 発注仕様書 P7 第3章 第3条 操作卓(1)基本機能②に関して 「本装置操作部及び処理部で構成されること。操作部は液晶タッチパネルによる操作に加えて専用ハードウェアまたはキーボード、マウス等を備え、液晶タッチパネルが故障し動作不能に陥った場合においても手動通報ができること。」とあります。メーカーごとに機器の構成や構造が異なるため、必要な機能を満たしていれば、各メーカー標準の構成で納入してよろしいでしょうか。 | 各メーカーの仕様で可とする。 |
| 77 | 発注仕様書 P7 第3章 第3条 操作卓(1)基本機能④に関して 「通報操作は簡単で集中制御でき、各種の通信操作が液晶タッチパネルもしくは専用ハードウェア、キーボード、マウス等で円滑に行えること。」とあります。弊社提案メーカーでは機能や機器構造が異なるため、操作部の二重化などで対策を考慮した構成にて納入してよろしいでしょうか。 | 各メーカーの仕様で可とする。 |
| 78 | 発注仕様書 P7 第3章 第3条 操作卓(1)基本機能⑩に関して 「操作卓において時装置リセットを実施することができること。」とあります。弊社提案メーカーの機器では「ログアウト/ログイン」「管理端末アプリの再起動」「管理端末FCの手動再起動」での対応になります。「操作不能になった際に、これらの手順で再起動(復旧)できれば問題ない」という認識でよろしいでしょうか。 | 可とする。 |
| 79 | 発注仕様書 P9 第3章 第3条 操作卓(8)自動プログラム送出機能⑩に関して 「通信記録装置を有する構成では通報予定表を印字できること。」とあります。弊社提案メーカーの機器では、予約した通報予定の「一覧印刷」が可能です。「一覧形式で印刷して確認できれば問題ない」という認識でよろしいでしょうか。 | 予定表が確認できれば可とする。 |
| 80 | 発注仕様書 P9 第3章 第3条 操作卓(10)テキスト音声合成機能⑥に関して 「文章を繰り返して読み上げる回数を設定できること。」とあります。弊社提案メーカーの仕様では詳細な回数指定機能はなく、あらかじめ指定回数分の音源を用意することで繰り返し放送を行う形になります。指定回数での自動停止機能はなくても、この内容で全国の自治体に多数の納入実績があるため、本仕様で納入してよろしいでしょうか。 | 伝達内容の繰り返し放送ができる準備を行うことで可とする。 |
| 81 | 発注仕様書 P10 第3章 第3条 操作卓(16)連絡通話機能②に関して 「扱者不在時は自動的に不在着信の履歴表示ができること。」とあります。弊社提案メーカーの仕様は、自動での履歴表示ではなく手動で確認する形になります。メーカーによって機能が異なるため、この手動確認の仕様で納入してよろしいでしょうか。 | 不在着信履歴が確認できれば可とする。 |

質 疑 回 答 書

業務名：伊方町防災行政無線（同報系）更新工事

| 番号 | 質 疑 事 項 | 回 答 |
|----|---|------------------------------------|
| 87 | 発注仕様書 P13 第3章 第7条 遠隔制御装置(8)ワンタッチ通報起動機能に関して 「運用管理者不在時やタッチパネル操作部が機能を停止していても緊急時の通報が円滑かつ迅速に行えるようにワンタッチで通報起動がおこなえること。」とあります。弊社提案メーカーの遠隔制御装置はマウス・キーボード操作となり、誤操作防止のため「確認画面の表示」と「通報起動の操作」の2ステップが必要になります。この内容で納入してよろしいでしょうか。 | 複雑な操作を必要としないクリック等の単純な操作方法であれば可とする。 |
| 88 | 発注仕様書 P14 第3章 第7条 遠隔制御装置(10)音源登録機能①に関して 「遠隔制御装置から音源の録音操作を行うことができること。」とあります。これは「遠隔制御装置自体で音源の録音操作ができればよい」という認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおり。 |
| 89 | 発注仕様書 P14 第3章 第7条 遠隔制御装置(12)連絡通話機能①に関して 「再送信子局、屋外拡声子局(アンサー有)間で通話が行えること。」とあります。これは「再送信子局、または屋外拡声子局のどちらかと連絡通話ができるか」という認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおり。 |
| 90 | 発注仕様書 P14 第3章 第7条 遠隔制御装置(12)連絡通話機能①に関して 「再送信子局、屋外拡声子局(アンサー有)間で通話が行えること。」とあります。通話機能を実現できれば、各メーカー標準の装置構成で納入してよろしいでしょうか。 | 機能を満足すれば各メーカーの装置構成で可とする。 |
| 91 | 発注仕様書 P14 第3章 第7条 遠隔制御装置(13)監視制御部機能①に関して 「本装置から通報した内容について、再送信子局、屋外拡声子局(アンサー有)に対し通報監視ができること。」とあります。弊社提案メーカーの機器では、音声などの通報した内容そのものを直接監視するのではなく、「通報実施後に子局側でアラーム(異常)が発生していないかを監視する」機能で代替しています。メーカーごとに実現方法が異なるため、この内容で納入してよろしいでしょうか。 | 通報管理ができれば可とする。 |
| 92 | 発注仕様書 P14 第3章 第10条 中継局設備 60MHz無線送受信装置⑤に関して 「自局からの放送(緊急一括放送/一括放送/グループ放送/サイレン放送)ができること。」とあります。弊社提案メーカーでは別装置を使うことで同じ機能を実現します。メーカーごとに装置構成が異なるため、この内容で納入してよろしいでしょうか。 | 機能を満足すれば各メーカーの装置構成で可とする。 |

質 疑 回 答 書

業務名：伊方町防災行政無線（同報系）更新工事

| 番号 | 質 疑 事 項 | 回 答 |
|----|---|---|
| 93 | 発注仕様書 P14 第3章 第10条 中継局設備 60MHz無線送受信装置⑤に関して 「自局からの放送(緊急一括放送/一括放送/グループ放送/サイレン放送)ができること。」とあります。グループ放送の登録数は、「最大10グループ」を想定しておけばよろしいでしょうか。 | 可とする。 |
| 94 | 発注仕様書 P15 第3章 第12条 屋外拡声子局装置②に関して 「本装置は非動作時に消費電力を低減するための回路が内蔵されており、待受け時において受信装置以外の機器はスリープモード状態にあり、親局からの通報が受信された場合、自動的にスリープモードが解除され、通報が終了するとスリープモードに移行すること」とあります。弊社提案予定の機器は「スリープモードの移行・解除」機能はありませんが、機器自体が常に低消費電力で動く設計です。スリープ機能がなくとも「商用電源停電時の動作保証条件」は十分満たしているため、この常時低消費電力の仕様で納入してよろしいでしょうか。 | 可とする。ただし、各設備とも本仕様書で要求する停電保証時間を満足すること。 |
| 95 | 発注仕様書 P15 第3章 第12条 屋外拡声子局装置③に関して 「他局の通報及びその他の外部雑音により誤動作しないように考慮されていること。」とあります。これは「ARIB規格などで定められている数値を満たした装置であればよい」という認識でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおり。なお、通常の運用環境の範囲においてシステムに影響のないシステム構築を行うこと。 |
| 96 | 発注仕様書 P15 第3章 第12条 屋外拡声子局装置⑥に関して 「装置内部で保持するサイレン音源パターン設定で拡声スピーカーより鳴動できると共に、モーターサイレン向けの出力が可能なこと。」とあります。仕様書や設計書にモーターサイレンの記載がないため、これは「将来的な機能追加を見据えた記載」という認識でよろしいでしょうか。もし現時点で接続する対象局があれば、その数をご教示ください。 | 接続する対象局はなし。その他はお見込みのとおり。 |
| 97 | 発注仕様書 P15 第3章 第12条 屋外拡声子局装置⑭に関して 「親局からの放送内容を録音し、内容を確認できること。」とあります。録音や確認の実現方法はメーカーごとに違うため、必要な機能を満たしていれば各メーカーの装置構成で納入してよろしいでしょうか。 | 各メーカーの装置構成で可とする。 |
| 98 | 発注仕様書 P15 第3章 第12条 屋外拡声子局装置⑮に関して 「既存の有線放送設備と連動し放送ができること。」とあります。これは第3章 第1条(11)で「検討する」となっているため、検討後に必要になった場合は契約変更か別契約で対応する、という認識でよろしいでしょうか。必要な場合は、対象となる屋外拡声子局の数をご教示ください。 | 今回は対象外とする。ただし、検討後に対策が必要な場合は契約変更または別契約とするため、機能を実現できる装置を納入すること。 |

質 疑 回 答 書

業務名：伊方町防災行政無線（同報系）更新工事

| 番号 | 質 疑 事 項 | 回 答 |
|-----|--|--|
| 99 | 発注仕様書 P15 第3章 第13条 外部接続箱②に関して 「本装置に指定の電話機を組み込むことにより、屋外拡声子局、再送信子局と接続することで、親局設備と連絡通話を行うことができること。」とあります。連絡通話の構成もメーカーごとに違うため、必要な機能を満たしていれば各メーカー標準の装置構成で納入してよろしいでしょうか。 | 各メーカーの装置構成で可とする。 |
| 100 | 発注仕様書 P18 第4章 第1条 親局設備機器構成に関して 「60MHz無線送受信装置 数量1 5W」「60MHz無線送受信装置 数量1 10W」とあります。機器構成はメーカーごとに違うため、無線回線システムの要件を満たせば、各メーカーの機器構成で納入してよろしいでしょうか。 | 運用に支障のない無線回線構成を実現できることを条件に各メーカーの装置構成で可とする。 |
| 101 | 発注仕様書 P18 第4章 第1条 親局設備機器構成に関して トランペットスピーカー4台となっていますが、設計書には記載がありません。どちらが正しいでしょうか。 | 仕様書及び設計書を確認すること。 |
| 102 | 発注仕様書 P19 第4章 第2条 中継局設備機器構成に関して 中継局舎・既設改修の改修内容をご教示ください。交流分電盤、空調機(2.2KW)、引込開閉器盤の更新でよろしいでしょうか。 | 中継局舎・既設改修の改修内容は2項と同じ。その他はお見込みのとおり。 |
| 103 | 発注仕様書 P20 第4章 第4条 子局設備機器構成(屋外拡声子局)に関して トランペットスピーカー(50Wストレート型) 3台となっていますが、設計書(頁16)では2台となっています。どちらが正しいでしょうか。 | 仕様書及び設計書を確認すること。 |
| 104 | 発注仕様書 P20 第4章 第5条 子局設備機器構成(戸別受信機)外部空中線(ダイポール型)に関して 外部空中線(ダイポール型アンテナ)の数量が200となっていますが、設計書(頁17)では290、設計図(図面番号03)では100基となっています。どちらが正しいでしょうか。 | 仕様書及び設計書を確認すること。 |
| 105 | 設計明細書 頁28 レフレックス型スピーカ取付金具バンド RABD-16に関して 296本計上されていますが、バンドは「2本1組」でスピーカ4台は取付可能かと思えます。屋外拡声子局整備数71局に対しバンドの本数が多いと考えますが、正しいでしょうか。 | 仕様書及び設計書を確認すること。 |
| 106 | 設計明細書 頁58 空中線撤去(廃棄)に関して 空中線撤去(廃棄)の数量が「1基」となっていますが、正しいでしょうか。同様に頁56再送信子局の空中線撤去(廃棄)の計上がありませんが不要でしょうか。 | 積算は設計書の内容で進めること。数量が増減する場合は設計変更対象とする。 |

